

障害者就業・生活支援センターとは

障がい者の雇用促進等に関する法律に規定されている事業です。全国に約340センターがあり、厚生労働省や都道府県から社会福祉法人やNPO法人に委託されています。

<県南地区・支援対象地域>

白河市、西白河郡、東白川郡

<支援対象者>

- ・障がいのある方(知的・精神・身体・発達)
- ・難病をお持ちの方など

しらかわ就労チャレンジ応援団の紹介

しらかわ就労チャレンジ応援団とは、雇用を前提とした体験や実習ではなく、福島県県南地域にお住まいの障がいのある方、若者や高校生で就労に困難を感じている方が、働くことへの理解を深め、自信をつけるための職場体験を行う取組みです。随時、その取組みに賛同・協力していただける企業を募集中です。

詳しくはこちらをご覧ください↓

<携帯版>

「しらかわ就労チャレンジ応援団ホームページ」

<パソコン版>

<http://s-syurou-challenge.jp/>



社会福祉法人

福島県社会福祉事業団

県南障がい者就業・生活支援センター



●相談時間

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時30分

●相談・支援

無料

〒961-0957

福島県白河市道場小路 91-5 第6大成プラザ1階

TEL 0248-23-8031

FAX 0248-23-8032

E-Mail magocoro-st@clear.ocn.ne.jp



社会福祉法人

福島県社会福祉事業団

県南障がい者就業・生活支援センター

まごころステーション

悩んでいませんか？

障がい者を雇用する上での

ご相談をお受けします

お気軽にお電話ください

☎0248-23-8031

企業からのご相談内容

- ・障がい者雇用を何から始めたらいいのかわからない
- ・障がいのある方に従事させる業務がわからない
- ・障がいについての知識がないので教えて欲しい
- ・何を配慮したらいいのかわからない
- ・雇用しても、定着が上手くいかない



企業への支援

雇用の相談

障がい者を雇用する上でのご相談(職種、業務の切り出し等)や、各種助成金に関するご相談をお受けします。

情報の提供

障がい特性や課題を把握し、雇用時の配慮事項、職業生活支援に必要な各種情報をご本人了承の上、提供します。

雇用後のアドバイス

職場定着のための相談、支援を行っています。当センター職員による職場訪問を行います。

障がい者雇用の流れ

相談

雇用受入の相談を行います。どのような雇用を希望なのか確認し、一緒にプランを考えます。

見学

本人・支援者が企業見学を行い、どのような業務内容があるかを把握し、業務切り出しの提案をさせていただきます。

職場実習

実習希望者に3日から2週間程度の職場実習を行ってまいります。

求人票

職場実習の振り返りの内容を踏まえて、ハローワークへ求人票を提出して頂きます。相談に乗りながら一緒に作成することが出来ます。

面接

本人、企業からの希望があれば、面接に同行させていただきます。求人票の内容を確認し、双方にとって安心して就労開始が出来るようにサポートします。

雇用開始

就職して支援が終わりではありません。随時、相談を受け付け、その職場で継続して働けるようなサポートを行います。

職場定着支援

安定した就労の確立、作業能率の向上、職場上での課題の改善のために、支援者が会社訪問や電話で対応させていただきます。



職場実習

目的、メリットについて

- ・本人の力を確認することが出来ます。
- ・仕事や職場への適応性、働く上での配慮事項を確認することが出来ます。
- ・本人、企業の双方にとっての理解促進になります。

振り返り

- ・本人の成果や課題の確認を行います。
- ・今後の就労や訓練の目標に繋がります。
- ・就職希望の確認を行います。



その他

- ・実習中は「労災」に代わる傷害保険に加入します。
- ・賃金や交通費は必要ありません。

職場定着支援

①就職後も継続して働けるように相談をお受けします

②必要に応じて職場訪問を行います

(支援例)

- ・本人が職場の雰囲気と作業手順に慣れるための支援
- ・障がい特性を適切に理解し、配慮するための助言
- ・仕事に適応する(作業能率を上げる、作業のミス減らす)ための支援
- ・人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援
- ・配慮事項の見直し